

議案第13号

佐野市道の駅どまんなかたぬま条例の改正について

佐野市道の駅どまんなかたぬま条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年2月14日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市道の駅どまんなかたぬま条例の一部を改正する条例

佐野市道の駅どまんなかたぬま条例（平成17年佐野市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の2号を加える。

(4) 駐車場

(5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の運営のために必要な施設

第3条第2項中「、会議室及び研修室（以下「有料施設」という。）」を削る。

第6条第1項中「有料施設」の次に「（第3条第2項に規定する施設をいう。以下同じ。）」を加える。

別表の第1項の表ふれあい交流館の部を次のように改める。

多目的ホール	平日	5,230	6,280	7,850	15,700
	土・日	6,800	8,900	10,470	20,950
	祝日				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

佐野市道の駅どまんなかたぬまの会議室及び研修室を廃止し、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第13号参考資料

佐野市道の駅どまんなかたぬま条例の改正案 新旧対照表

現 行							改 正 案						
<p>(施設)</p> <p>第3条 道の駅の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の施設の多目的ホール、<u>会議室及び研修室</u> (以下「有料施設」という。) は、有料の施設とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p>1 施設利用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>							<p>(施設)</p> <p>第3条 道の駅の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>駐車場</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、道の駅の運営のために必要な施設</u></p> <p>2 前項第1号の施設の多目的ホールは、有料の施設とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 有料施設 (<u>第3条第2項に規定する施設をいう。以下同じ。</u>) を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p>1 施設利用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>						
施設名		区分					施設名		区分				
		曜日	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで			曜日	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ふれあい交流	多目的ホール	平日	5,230	6,280	7,850	15,700	多目的ホール	平日	5,230	6,280	7,850	15,700	
		土・日	6,800	8,900	10,470	20,950		土・日	6,800	8,900	10,470	20,950	

館	祝日						祝日					
	会議室		<u>520</u>	<u>830</u>	<u>1,030</u>	<u>1,880</u>	備考 (略)					
研修室		<u>1,030</u>	<u>1,560</u>	<u>2,080</u>	<u>3,660</u>	備考 (略)						
備考 (略)							備考 (略)					
2 (略)							2 (略)					